第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。

- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 突発的に被害の発生が考えられるが、狭い範囲に限定されることが一般的 である。しかし、攻撃目標施設や兵器の種類により大きな被害が生ずるおそ れがある。
- ③ 弾道ミサイル攻撃 攻撃目標の特定が困難で、短時間で着弾予想、弾頭の種類により被害の様 相及び対応が大きく異なる。
- ④ 航空機による攻撃 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ時間的余裕があるものの、あらかじめ攻撃 目標を特定することが困難。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 危険物積載船への攻撃、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等に よる大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対す る毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来